

防犯カメラ設置等補助金
申請の手引き

令和7年4月

熊 本 市

目次

はじめに	1
I 補助制度の概要	
1. 目的	2
2. 補助対象者	2
3. 補助対象経費	2
4. 補助限度額	2
5. 管理・運用	2
6. 主な遵守事項	3
II 補助金交付までの流れ	4
III 防犯カメラ設置の準備	
【図】設置場所等ごとの手続きイメージ	5
1. 設置目的・必要性を検討する	6
2. 設置場所・撮影範囲を検討する	6
No.1 私有地に設置する場合	7
No.2 公共施設等に設置する場合	7
No.3 道路（公道）に設置する場合	9
No.4 電柱に設置する場合	11
3. 防犯カメラの機器を検討する	15
4. 防犯カメラ設置を示す表示の仕様を確認する	16
IV 申請から交付金交付・管理まで	
【図】補助金交付手続きの流れ	17
1. 補助金交付申請書の提出	18
2. 補助金交付の決定	30
抽選について	32
3. 設置工事	33
4. 実績報告書・補助金交付請求書の提出	33
5. 補助金額確定の通知	38
6. 管理運用	38
V Q&A	41
VI 問い合わせ先一覧	45

はじめに

本市では、犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するために、令和7年度に「熊本市犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」を策定し、市民、事業者の皆さんと連携・協力して、さまざまな取組を行っています。また、だれもが安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、地域では防犯パトロールやこどもの見守り活動など、積極的な取組が行われています。

そのような中、全国的には闇バイトによる侵入強盗事件などの凶悪犯罪が発生し、地域の防犯意識が高まりつつあります。また、事件・事故捜査においては、防犯カメラの有用性が実証されていることから、犯罪の起こりにくい安全・安心なまちづくりに向けた住民の自主的な取組を支援するため、この度、町内自治会などが自ら地域に設置する防犯カメラの設置等に係る費用を助成することとしました。

防犯カメラを設置することで、犯罪の抑止や事件・事故の早期解決、そして何よりも地域住民の安心感の向上が期待されます。

地域を守る防犯カメラを設置するにあたっては、まず地域全体で防犯に対する共通認識を持ち、防犯カメラの管理・運用にあたっていく必要があります。そのため、防犯カメラの設置・運用においては、プライバシー・個人情報保護の観点から、防犯カメラで撮影された映像・画像等の取扱いに十分留意することが求められます。

本手引きは、本補助制度を活用される際に、補助金交付申請などの手続きを円滑に進めていただくとともに、防犯カメラの適切な設置及び管理・運用を行っていただけるよう作成したものです。



I 補助制度の概要

1. 目的

この補助制度は、だれもが安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、町内自治会などが道路等の公共空間を撮影する防犯カメラ等を設置する費用に対し、熊本市防犯カメラ設置等補助金を交付します。これにより、地域の防犯力の強化を図り、犯罪の抑止及び事件・事故の早期解決につなげます。

2. 補助対象者

町内自治会、校区等防犯協会、校区自治協議会

3. 補助対象経費

- ① 防犯カメラ・録画装置等の購入費用及び設置工事費用
(専用柱(ポール)の設置工事を含む)
※ 防犯灯と防犯カメラが一体化した機器(防犯カメラと併せて、防犯灯を設置する場合を含む。)も含む。
- ② 防犯カメラの設置を示す表示(看板やステッカー等)の作成および設置費
- ③ その他 防犯カメラ設置に要する経費
(各種許可申請に係る費用(手数料・申請費)、消費税及び地方消費税 等)

◎補助対象外となるもの

新規設置ではなく更新のもの(故障により機能していないものを除く。)、レンタル・リースのもの、機器の保守点検・電気料等の維持管理費、予備のSDカードの購入費用等

4. 補助限度額

設置箇所 1 か所^{*}につき、補助上限額は、200,000 円です。

※ 一つの工作物に複数台のカメラを設置した場合も、1 か所とカウントします。
予算を超える申請があった場合は、抽選を行います。《[抽選方法：32 頁](#)》

5. 管理・運用

防犯カメラ設置にあたっては、熊本県が定める「防犯カメラに関する運用指針」を遵守し、プライバシーの保護に配慮した適正な設置、管理及び運用を行ってください。

防犯カメラの設置期間中は、管理運用責任者等を指定し、当該防犯カメラを適切に維持管理・運用してください。

設置団体の都合により、設置して5年以内に防犯カメラの管理・運用を廃止する場合は、交付した補助金の全部又は一部を返還していただく場合があります。

6. 主な遵守事項

- (1) 撮影対象は道路等の公共空間とし、防犯カメラを設置している旨を表示してください。
- (2) 防犯カメラの設置場所は、設置場所や撮影対象範囲内の住民の同意を得るとともに、設置について道路使用許可等が必要な場合は許可を得てください。
- (3) 防犯カメラの設置の際には、プライバシー等の個人情報保護の観点を踏まえ、熊本県が定める「防犯カメラに関する運用指針」に基づき、『防犯カメラの管理運用基準』を作成してください。《27頁》
- (4) 撮影した画像及び画像を収録した記録媒体を適正に管理・運用するために、「管理運用責任者」及び「運用従事者」を指定し、届出をしてください。《29頁》
- (5) 機器については、防犯カメラ設置の目的を遂行できるよう、推奨性能（スペック）を参考に選定してください。《15頁》
- (6) 第三者への画像提供を禁止します。ただし、法令に基づく照会や人の生命、身体又は財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要がある場合等は提供できるものとします。

～ Check  ～



★犯罪抑止に効果的な撮影範囲を確認しましょう。

今回の補助制度の目的である、犯罪の抑止や事件・事故の早期解決などに役立つよう、撮影範囲を確認しましょう。

なお、公園内のみなど、特定の施設管理を目的とした防犯（監視）カメラは補助の対象外となります。そのため、公園内なども撮影したいという場合は、道路等も映るように設置しましょう。

Ⅱ 補助金交付までの流れ

補助金の交付申請から交付までは、概ね次のような流れになります。

令和7年4月
～ 補助金交付申請まで

●補助金交付申請に向けた準備

- ・各地域、団体の総会等で承認を得る。
- ・撮影範囲内の住民等への確認をとる。
- ・防犯カメラの設置場所や機器の仕様等を決める。《6頁～》
- ・設置場所等（私有地、公共施設等、道路、九電柱、NTT柱等）に関する必要な事前相談を行う。《7頁～》
- ・（必要に応じて）設置場所や機器について相談する。
《14頁、15頁》
- ・見積書（2者以上）を取る。

※ 手続によっては、費用が発生するものもあるため、費用を要する手続は、補助金交付決定後に行うことをお勧めします。

令和7年6月2日
～ 7月31日

●補助金交付申請書の提出 《18頁》 【※切：令和7年7月31日】

令和7年8月中旬

○補助対象団体の決定（申請者多数の場合は、抽選）

- ※ 道路・公園以外の公共施設の場合は、使用許可決定までに期間を要するため、交付決定の時期が延びる場合があります。《8頁》

令和7年9月
～ 令和8年1月頃

●カメラ設置工事

- ・設置場所等（私有地、公共施設等、道路、九電柱、NTT柱等）に関する必要な手続を開始する。
- ・設置場所の所有者等からの承諾・許可を得た後、設置工事に着工する。

～ 令和8年1月末
【締め切り】

●実績報告書・補助金交付請求書の提出 《33頁》

【※切：工事完了の日から30日以内

又は令和8年1月31日】 ※いずれか早いほう

実績報告書等提出後

○補助金の支払い

カメラ設置後

●防犯カメラの管理運用 《38頁参照》

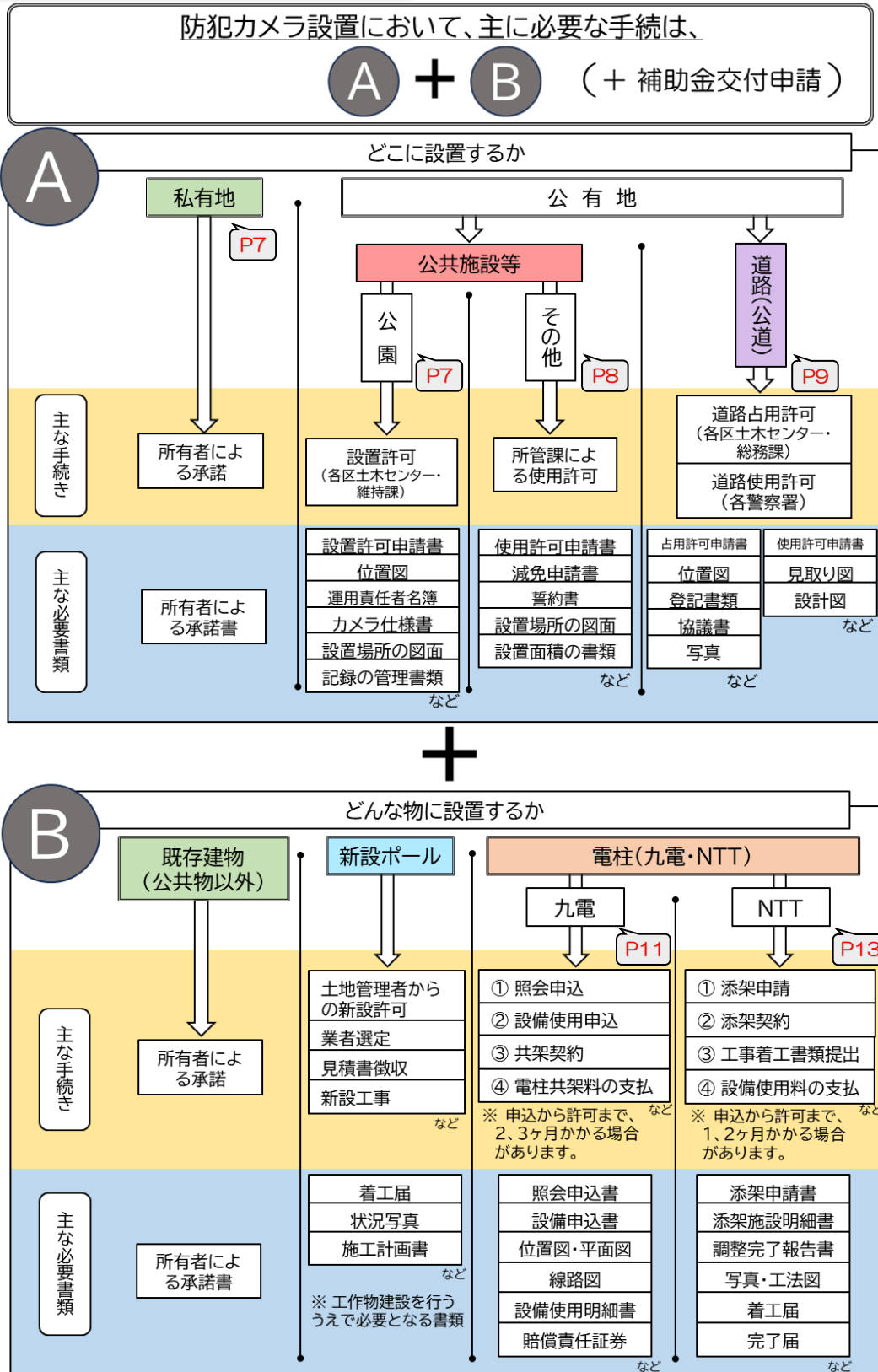
- ・（道路、公共施設に設置した場合）占用許可等の更新申請
※1～3年ごと

Ⅲ 防犯カメラ設置の準備

防犯カメラの設置については、その目的や設置場所、設置や維持管理に要する費用、地域の同意や許可手続等を理解したうえで準備を進めていただく必要があります。

そのために、以下の事項を参考としてください。

◎設置場所等ごとの手続（イメージ）



1. 設置目的・必要性を検討する

地域で取り組んでいるパトロールなどの活動を振り返り、例えば、人目が届きにくい場所、防犯活動が手薄となっている箇所をカバーしたいなど、防犯カメラ設置の目的を考えます。

【防犯カメラ設置の主なメリット】

- 犯罪の抑止（空き巣やこどもを狙った不審な声かけなどの犯罪を防ぐ）
- 地域の防犯対策の強化（地域全体の防犯対策の強化・防犯意識の向上）
- 事件・事故の早期解決（捜査への貢献）
- 住民の安心感向上（心理的な安心材料）

2. 設置場所・撮影範囲を検討する

犯罪を防止するため、通学路や町内への出入り口となる場所、過去に事件が起きた場所など、効果的な設置場所を検討しましょう。また、設置する場所に依りて、使用許可等を得る必要があります。各種許可申請先を確認しておきましょう。

なお、公共施設等や道路に設置しようとする場合は、設置する場所次第では、設置が認められなかったり、許可等に時間を要したりすることがあります。

そのため、まずは、私有地での設置をお勧めします。

【参考】犯罪マップ（熊本県警）

<https://www.pref.kumamoto.jp/site/police/90826.html>

※ 2024年1月現在 更新停止中



～ One Point アドバイス ～



★設置場所を考えるうえで・・・。

防犯カメラを設置する場所によって、設置許可に要する期間や、手続の手間が大きく異なります。また、設置時だけではなく、定期的な更新や手数料も必要になるものもあることから、設置場所の検討は、設置主体である地域団体の負担を考慮して、次頁の順番で行うことをお勧めします。

NEXT 【設置場所について】



【設置場所等について】

No.1 『私有地に設置する場合』

まずは、比較的手続きが簡易な私有地を検討しましょう。

個人宅の敷地内に新たにポール（支柱）を建設したり、建物壁面や既存柱などを利用したりするなどして設置する場合。

⇒ 設置する場所の所有者等の権利者から承諾を得てください。

【必要な書類】

- ① 所有者等からの承諾書【補助金申請書の添付書類と同じでも可】

No.2 『公共施設等に設置する場合』

私有地に適当な場所がない場合は、公共施設等への設置を検討しましょう。

市が管理している公園や公民館等の敷地内に設置する場合。

⇒ 各施設の担当部署【施設所管課】との個別協議や所定の許可申請が必要です。

公園への設置について

公園へ設置するには、「熊本市都市公園内への防犯カメラの設置に係る許可に関する要綱」の条件を満たす必要があります。【市が設置している公園が対象】

そのため、設置場所によっては許可されない場合がありますので、
まずは、事前に各区土木センター維持課へご相談ください。



要綱は
こちら
(本市 HP)

【公園への設置許可申請の流れ】



【必要な書類】 ☆…補助金申請書の添付書類と同じでも可

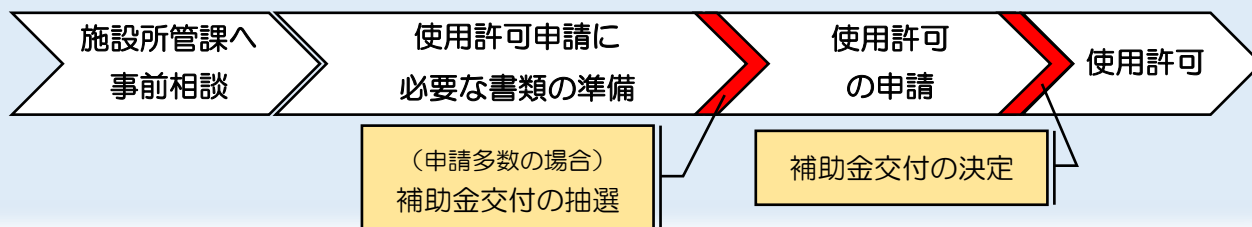
- ① 公園施設設置許可申請書【事前協議後に各土木センターより配布】
 - ② 公園の位置図【☆】
 - ③ 防犯カメラの運用責任者及び運用従事者の名簿【☆】
 - ④ 防犯カメラに係る運用基準【☆】
 - ⑤ 防犯カメラの設置について、各地域団体で了承があったことを確認できる書類【☆】
 - ⑥ 設置しようとする防犯カメラの仕様等が分かる書類（カタログ等）【☆】
 - ⑦ 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面等
(支柱や配線ルートを含む。公園内の電源は使用不可)
 - ⑧ 画像の記録媒体の管理場所及び管理方法が分かる書類
(④の運用基準の提出があれば、提出不要。)
 - ⑨ 当該都市公園内又はその近隣において一般人を対象とした犯罪の発生があったこと又はその恐れが大きいことを示す書類、意見書等
(地元の意見書等でも可。防犯上、必要性があることを明確にする書類)
- ※その他必要に応じて記載以外の書類の提出を求める場合があります。

【問い合わせ先】 各区土木センター維持課 《45 頁》

● その他の公共施設への設置について

その他の公共施設（公園・道路を除く）に防犯カメラを設置するには、行政財産の使用許可（場所によっては普通財産の貸付契約）を得る必要がありますので、まずは、事前に施設所管課にご相談ください。

【公共施設（公園・道路を除く）への使用許可申請の流れ】



※ 公園・道路以外の公共施設の場合は、使用許可決定までに期間を要するため、交付決定の時期が延びる場合があります

【必要な書類】

- ① 行政財産使用許可申請書（または普通財産借受申請書）
- ② 行政財産使用料減免申請書（または普通財産貸地料減免申請書）
- ③ 誓約書
- ④ 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面等【補助金申請書の添付書類と同じでも可】
- ⑤ 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した写真【補助金申請書の添付書類と同じでも可】
- ⑥ 設置物（支柱を含む。）の水平投影面積が分かる書類
- ⑦ 公共施設内の電柱に設置する場合は、電柱所有者の承諾書（任意様式）

※ 必要に応じて提出いただく書類を追加することがあります。

【問い合わせ先】各施設所管課

No.3 『道路（公道）に設置する場合』

最後に、道路（公道）を検討しましょう。

道路上への設置は、原則として道路の敷地以外に設置する余地がない場合となります。そのため、No.1（私有地）及びNo.2（公共施設等）で適当な場所がなかった場合に、道路への設置を検討することになります。

市が管理している道路の街路灯や防犯灯等に設置する場合。

⇒ 道路管理者の道路占用許可申請、交通管理者の道路使用許可申請が必要です。

道路（公道）への設置について【道路占用許可申請】

「熊本市道路占用許可及び法定外公共物使用許可に係る基準要綱」（第17条）の条件を満たす必要があります。

そのため、設置場所によっては許可されない場合がありますので、まずは、事前に各区土木センター総務課へご相談ください。



要綱は
こちら
(本市HP)

【道路の占有許可申請の流れ】



【必要な書類】 ☆…補助金申請書の添付書類と同じでも可

- ① 道路占用許可申請書
- ② 設置箇所位置図【☆】
- ③ 防犯カメラの仕様等が分かる書類【☆】
- ④ 防犯カメラの設置に関する住民合意を示す書類【☆】
- ⑤ 防犯カメラ設置の必要性等を記載した趣意書【☆】
- ⑥ 運用管理規程【☆】
- ⑦ 電柱、街灯、アーケード等の所有者の添加承諾書【☆】

※必要に応じて提出いただく書類を追加することがあります。

また、設置箇所等における占用許可の可否については、申請者と各区土木センターとの協議のうえ決定となります。

【問い合わせ先】 各区土木センター総務課 《45頁》

道路占用許可申請書の記載例

新規	更新	変更	指令()第	号
			年 月	日
			年 月	日

〈記入例〉

道路占用許可申請書

道路管理者
熊本市長 様

〒〇〇〇-〇〇〇〇
住 所 熊本市〇〇区〇〇町〇〇番地
〇〇校区〇〇町内
氏 名 会長 〇〇 〇〇
TEL 〇〇〇-〇〇〇〇
E-mail 〇〇〇〇
担当者 〇〇〇〇
TEL 〇〇〇-〇〇〇〇
E-mail 〇〇〇〇

道路法 第32条 第35条 の規定により 許可を申請 します。 該当箇所には〇
協 議

占用の目的	防犯カメラ設置のため		
占用の場所	路線名	〇-〇〇号線	車道・歩道・その他
	場所	熊本市〇〇区〇〇丁目〇〇番地先	
占用物件	名 称	規 模	数 量
	防犯カメラ		〇基
占用の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	間	占用物件の構造 別紙参照
工事の時期	〇年 〇月 〇日 から 〇年 〇月 〇日 まで	内〇日間	工事実施の方法 別紙参照
道路の復旧方法	原 形 復 旧	添付書類	

備考

記載要領

- 「許可申請 協議」、第32条 及び 「許可を申請 協議」については、該当するものを〇で囲むこと。
- 新 更 変 規 新 更 については、該当するものを〇で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書または回答書の番号及び年月日を記載すること。
- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道」・歩道・その他については、該当するものを〇で囲むこと。
- 変更の許可申請にあつては、関係する欄の下部に変更のものを記載し、上部に変更前のものを()書きすること。
- 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

No.4 『電柱（九州電力送配電〔共架〕・NTT〔添架〕）に設置する場合』

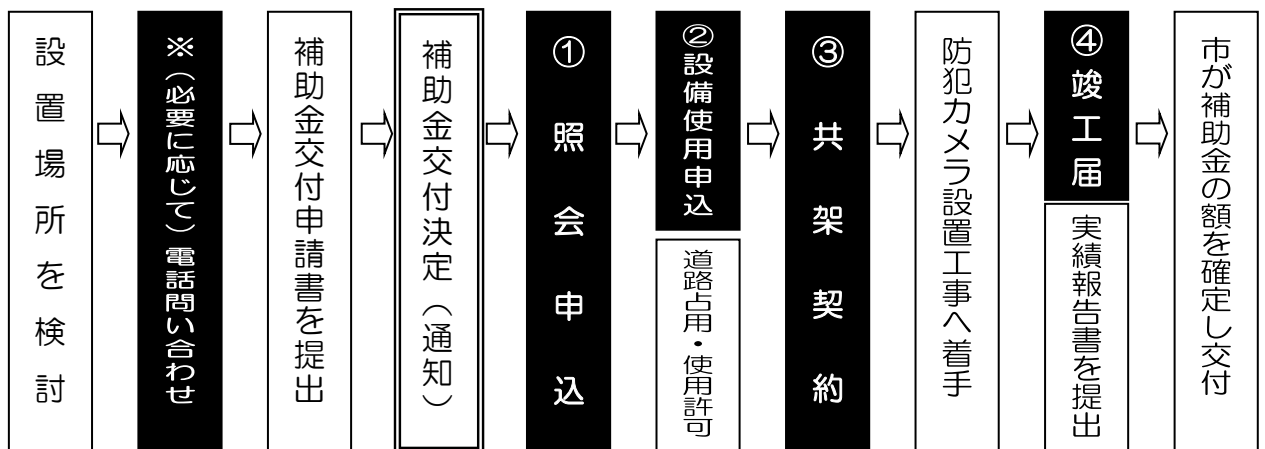
防犯カメラの機器設置及び表示については、管理者の承諾が必要です。設置する電柱によっては維持管理の支障になるなどの理由で許可されないことがあるため、共架/添架を希望する場合は、必ず九州電力、NTT への照会申込みを行い、回答通知にて電柱共架/添架の可否を確認してください。（手続には期間を要します。）

九州電力送配電が管理する電柱への設置

1 共架の条件（主なもの）

- (1) 防犯カメラの設置を希望する場所に自立柱が設置できないなど、九州電力送配電が管理する電柱以外で防犯カメラの設置場所の確保が困難であること。
- (2) 他物との離隔が確保され、保安作業の支障*とならないなど、九州電力送配電が共架可能と判断する箇所であること。
※支障となるのは、電柱に機器類（変圧器、開閉器、管路（ケーブル）立上り柱など）を設置している場合など
- (3) 事故・損害に備え施設賠償責任保険に加入すること。
- (4) 九州電力送配電と「防犯カメラ機器等施設共架契約書」を締結し、電柱共架料（標準的な電柱共架料1, 430円*（税込）/本・年）を支払うこと。※令和7年3月現在

2 手続の流れ



※（必要に応じて）電話問い合わせ 《46頁》

ア. カメラを設置しようとしている電柱への共架が可能なのか、必要に応じて、九州電力送配電へ問い合わせます。ただし、あくまで事前問い合わせのため、後日、正式な照会申込を行う必要があります。（問い合わせには、電柱番号などが必要です。）



① 照会申込（WEB）

ア. カメラの設置を検討する電柱への共架が可能なか、九州電力送配電へ照会する手続です。
照会には費用が掛かりますので、事前にお問い合わせください。なお、照会にかかった費用は、共架不可の場合も返還されません。（照会料：550円*（税込）/本）※令和7年3月現在

② 設備使用申込（WEB）

- ア. 防犯カメラを電柱に共架するための本申込みとなる手続です。
- イ. 併せて、「道路占用許可」等を得ること、施設賠償責任保険の申込みなどが必要です。

③ 共架契約

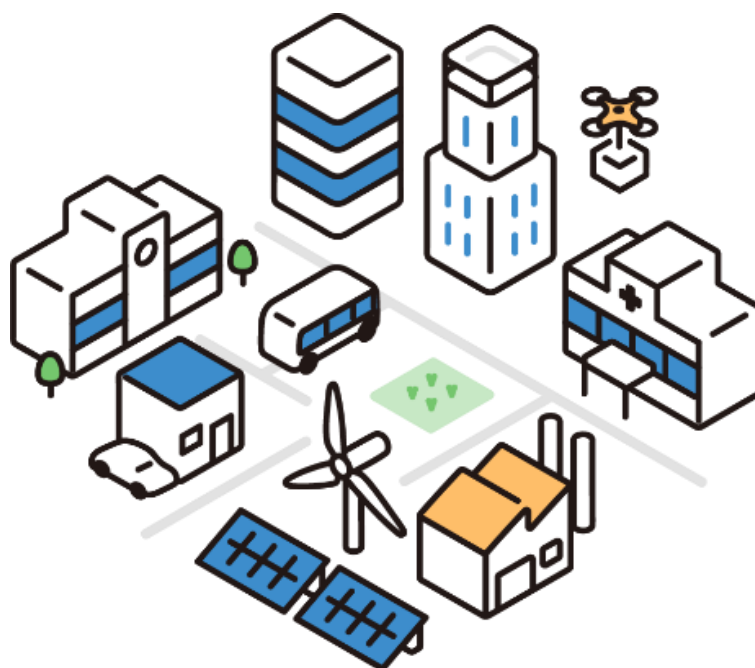
- ア. 九州電力送配電と申請者で「防犯カメラ機器等施設共架契約書」を締結します。

④ 竣工届（WEB）

- 防犯カメラの共架工事が完了したことを、九州電力送配電へ通知する手続です。

3 設備の管理・運用

- (1) 電柱への防犯カメラ設置期間中は、毎年九州電力送配電へ電柱共架料の支払いが必要です。
- (2) 防犯カメラを設置している電柱の移設・撤去等が発生した際は、九州電力送配電の指示に従い、防犯カメラ設置者にて、防犯カメラの移替設及び撤去等を行う必要があります。
(防犯カメラの移設・撤去等の工事に掛かる費用は、防犯カメラ設置者の負担です)
- (3) 防犯カメラの取替や撤去等の工事を行う場合は、漏れなく九州電力送配電へ事前に申請を行い、工事許可を受ける必要があります。



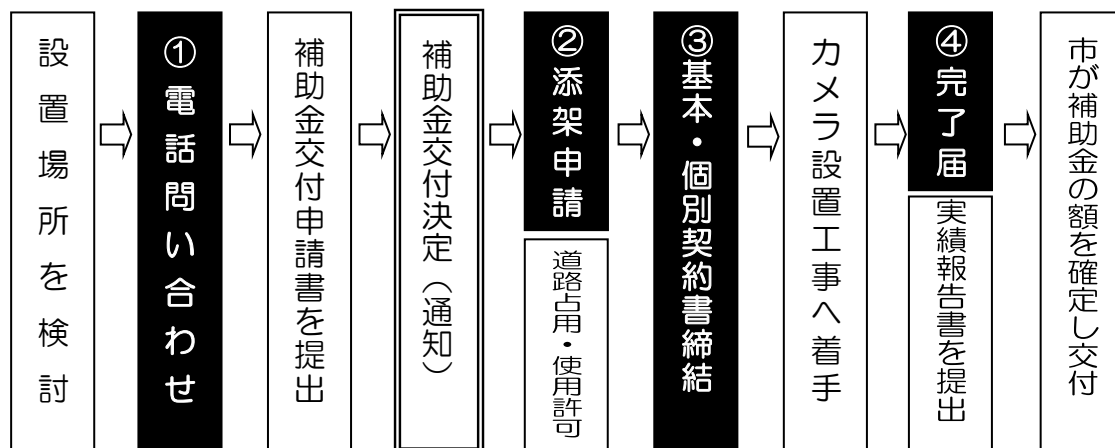
NTT 柱への設置

1 添架の条件（主なもの）

- (1) NTT 柱以外で設置場所の確保が困難であること。
- (2) NTT の技術基準に適合したもの。NTT が添架可能と判断する箇所であること。
- (3) NTT と申請者は「基本契約書」「個別契約書」を締結し、電柱添架料等（1 装置 1 年間 1,320 円*（税込））（個別契約書締結月から）の支払い、移設等の指示に従うこと。

※令和 7 年 3 月現在

2 手続の流れ



① 電話問い合わせ 《46 頁》

ア. カメラを設置しようとしている NTT 柱への添架申請が可能か、NTT へ問い合わせます。
（問い合わせには、電柱番号などが必要です。）

② 添架申請・添架可否判断

ア. 防犯カメラを NTT 柱に添架するための添架申請の手続です。
イ. 添架可否の連絡が NTT から行われます。（回答まで期間を要します。）

③ 基本・個別契約書締結

ア. NTT と申請者で「基本契約書」「個別契約書」を締結します。

④ 完了届

防犯カメラの添架工事が完了したことを、NTT へ通知する手続です。

※NTT への申請書類等につきましては、下記ホームページを確認してください。

NTT 西日本 添架申請サポート WEB：<https://www.ntt-west.co.jp/tenga/>



設置に伴う留意事項

道路使用許可申請について

道路における工事・作業など、道路の本来の用途に即さない道路の特別の使用行為で、交通の妨害となり、又は交通に危険を生じさせるおそれのあるものは、一般的に禁止されているため、道路使用に際しては、警察署長から許可を得る必要があります。

【必要書類】

- ① 道路使用許可申請書
 - ② 道路使用の場所又は区間の付近の見取図
 - ③ (工作物を設ける場合) 設計図及び仕様書
- ※ その他許可の審査に必要な資料の提出が必要な場合があります。

【手数料】

2,400 円 (熊本県収入印紙により納付)

【問い合わせ先】 道路の使用を行う場所を管轄する警察署 《45 頁》

その他カメラ設置等に関する留意事項

- (1) 撮影対象は道路等の公共空間としてください。
- (2) 信号柱への共架は、維持管理の支障となるため基本的に許可されていません。
- (3) 道路以外に設置する場合でも、防犯カメラが道路上にせり出している場合は、道路占用許可及び道路使用許可が必要となります。
- (4) 道路上に設置する場合、車道上であれば 4.5m 以上、歩道上の設置であれば 2.5m 以上の高さに設置しなければなりません。また、管理者の事情 (道路・公園工事等) により防犯カメラの撤去・移設等が必要となる場合は、設置者の負担で撤去・移設等が必要となります。
なお、地上 2m 以上の作業は高所作業となりますので、労働安全衛生規則に定める安全措置 (墜落等による危険の防止) を講じなければ作業ができません。
- (5) 道路占用許可等には期間があります。期間を超える場合は更新申請が必要です。
- (6) 道路電線からの電力供給については、九州電力と協議が必要です。
- (7) 設置予定場所や撮影対象範囲内に居住する方の同意を得てください。
- (8) 事故等の発生及び第三者との紛争が生じた際は、設置者の責任において処理してください。

～ One Point アドバイス ～

★設置場所に悩まれる際は、最寄りの警察署に相談しましょう

お住まいの地域を管轄する各警察署 (生活安全課) で、防犯カメラ設置場所の相談ができます。《45 頁》

★各種許可までに要する期間を確認しましょう。

道路上や公園 (公共施設)、電柱に設置する場合は、申請から許可までに時間がかかるほか、設置に関しての制限があります。設置場所の検討ができれば、各窓口への早めの相談をお勧めします。



3. 防犯カメラの機器を検討する

防犯カメラ設置の目的を果たすため、防犯カメラ、録画装置は下記の性能を有するものを推奨します。

① 推奨性能（スペック）

- 有効画素数 : 200万画素数以上
- 夜間撮影可能なもの
- 録画メディア : 24H7日間以上
- 防塵・防水機能: IP66以上

設置した防犯カメラ等は、地域で設置後5年間の管理運用をすることとなります。そのため、設置の安全性の確保や故障時の対応（アフターメンテナンス）も必要となることから、機器の購入も含め、電気工事等に必要な資格を有する業者による設置を検討ください。



② 「防犯カメラ付き防犯灯」の取り扱い

今回の補助において、「防犯カメラ付き防犯灯」も補助の対象となります。

防犯カメラ付き防犯灯とは、防犯灯と防犯カメラが一体型になった機器を指します。夜道を照らすことで、夜間の映像をカラーで撮影できることに加え、犯罪の抑止としての効果も期待できます。

※ 防犯灯単体の設置は、今回の補助対象外となりますので、これまでどおり、各地区防犯協会へご相談ください。

～ One Point アドバイス ～



★機器によるメリットデメリットを比較しましょう。

設置場所や映像の保存・確認やメンテナンス、使用電気料なども考慮して、防犯カメラや録画装置等の選定をしましょう。

また、今回の補助制度では、防犯カメラ設置に係る初期費用を対象としていますので、電気料金などの維持管理費は、設置団体において負担していく必要があります。

★機器の選定等についての相談

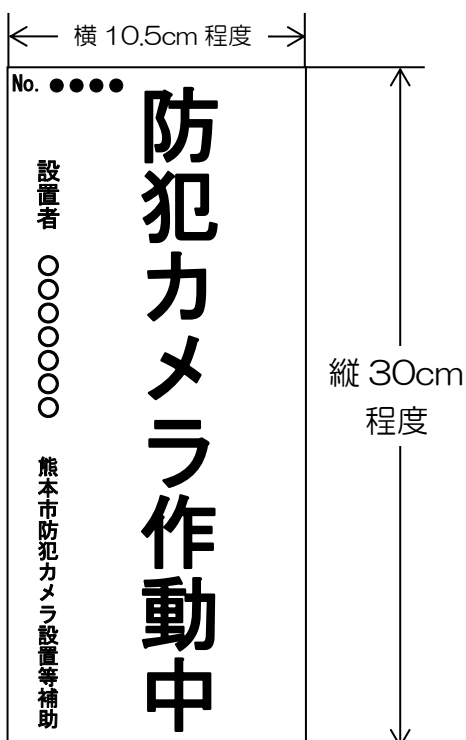
機器については、熊本県警が委嘱する防犯設備アドバイザーをご紹介することができます。一般社団法人 熊本県防犯設備協会（096-234-7531）へお尋ねください。そのほか、各地域にある電気工事店や電気店などにもご相談されることをお勧めします。なお、地域の電気工事店等が無いなど、その他ご不明な点があれば、市役所生活安全課（328-2397）までご連絡ください。

4. 防犯カメラ設置を示す表示の仕様を確認する

カメラが設置されていることを周知するとともに、犯罪の抑止効果を高めることを目的に、以下の仕様をもとに表示（看板やステッカー等）を作成し、防犯カメラと併せて設置を行ってください。

なお、設置後、5年間は防犯カメラと同様に設置していただく必要があるため、メンテナンスも含めた素材を検討してください。

【表示イメージ】



※文字フォントはゴシック体（できればUDフォント）を推奨

※表示のサイズはA4を二分割した大きさ程度

※文字幅は以下のとおり

「防犯カメラ作動中」4 cm程度

「設置者 ○○○○○○」0.9 cm程度

「熊本市防犯カメラ設置等補助」0.9 cm程度

※配色は、以下の3パターン

パターン1 (背景) 白 (文字) 黒

パターン2 (背景) 黒 (文字) 白

パターン3 (背景) オレンジ (文字) 黒

※「No. ●●●●」は、確定通知の際にお知らせする番号

★本市HP内の様式を使って作成することもできます。

【表示設置における留意点】

表示（看板やステッカー等）は、熊本市屋外広告物条例に定める屋外広告物に該当するため、劣化等による破損、剥がれや浮き、色落ち等が無いよう定期的な点検、適切な維持管理を実施してください。

IV 申請から補助金交付・管理まで

補助金交付申請に向けた準備（4頁）を行ったうえで、以下の手順の流れに移ります。

★補助金交付手続の流れ（精算払いの場合）



1. 補助金交付申請書の提出

以下の提出書類を準備し、内容を確認したうえで提出してください。

【提出書類】

(1) 補助金交付申請書【様式第1号】《19頁》

(2) 添付書類

- ・防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した地図【参考様式 ア】《20頁》
- ・防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した写真【参考様式 イ】《21頁》
- ・設置費用見積書の写し（2者以上）【みほん ウ】《22頁》
- ・設置する防犯カメラの概要がわかる資料（図面、カタログ等）
- ・団体規約及び役員名簿の写し
- ・設置する場所の所有者等の権利者の承諾又は許可を証する書類（※）【参考様式 エ】《23頁》
- ・防犯カメラの設置が地域に了承されていることを証する書類【参考様式 オ】《24頁》
- ・防犯カメラ設置等補助事業の収支予算状況がわかる書類【参考様式 カ】《26頁》
- ・防犯カメラ管理運用基準【参考様式 キ】《27頁》
- ・管理運用責任者及び運用従事者届出書【参考様式 ク】《29頁》
- ・その他の書類（必要な場合のみ）

（※）の書類については、申請時点で提出できない場合、実績報告の日までに提出してください。ただし、工事着工までには、設置場所の所有者等からの承諾書や許可証を受領していただく必要があります。

【提出期限】 令和7年7月31日（木）

【提出先】 熊本市 文化市民局 市民生活部 生活安全課 《45頁》

～ Check  ～



★申請書には“町内自治会ごと”の優先順位を記載してください。

今回の補助では、できる限り広い地域で防犯カメラの設置ができるよう、申請多数の場合は、“町内自治会を単位”とした抽選を行います。《32頁》

そのため、校区等防犯協会や校区自治協議会から申請される際も、申請書内に町内自治会内ごとに優先順位を記載してください。《19頁》

～ One Point アドバイス ～



★防犯カメラ設置によるプライバシーの確保に留意しましょう！

防犯カメラを設置するにあたっては、地域住民の理解やプライバシー確保に配慮した適正な設置、管理運用を行っていく必要があります。

そのため、防犯カメラの設置に際しては、町内自治会総会での承認が必要です。

その他、防犯カメラの運用におけるトラブル防止のため、撮影範囲内の住民等への確認をとることを推奨します。

防犯カメラ設置等補助金交付申請書

年 月 日

熊本市長宛

第▲町内自治会の優先順位: 第2希望

申請者住所 熊本市 ● 区 ●●●丁目 ●●番地

団体名 ▲▲ (校区) 地区 自治協議会

代表者職 会長

氏名 ●● ●●

電話番号 ●●●-●●●●-●●●●

担当者

氏名 ■■ ■■

電話番号 ■■■-■■■■-■■■■

メールアドレス ■■■■■■@■■■■■■■■

校区等防犯協会及び校区自治協議会が申請される場合も町内自治会ごとに優先順位を記載ください。

熊本市防犯カメラ設置等補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 防犯カメラ設置場所 熊本市 ● 区 ■■■丁目 ■■番地 ●●公民館前
2 設置予定時期 R7年 10月頃
3 補助対象事業費 235,000円
4 補助申請金額 200,000円
5 次の項目を確認いただき、□の中に✓をお願いします。

- (1) 補助金の交付に関する各種提出書類及び添付書類については、関係機関及び庁内関係部署と共有することに同意します。
(2) 熊本市暴力団排除条例(平成23年条例第94号)第2条第1号から第3号までに掲げる「暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者」に該当しないことを宣誓します。
(3) 当団体は、免税事業者であり、消費税及び地方消費税の確定申告の義務はありません。

- 6 その他申請に必要な書類
(1) 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した地図
(2) 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した写真
(3) 設置費用の見積書の写し(2者以上)
(4) 設置する防犯カメラの概要が分かる資料(図面、カタログ等)
(5) 団体規約及び役員名簿の写し
(6) 設置する場所の所有者等の権利者の承諾又は許可を証する書類
(7) 防犯カメラの設置が地域に了承されていることを証する書類
(8) 防犯カメラ設置補助事業の収支予算状況がわかる書類
(9) 防犯カメラの管理運用基準
(10) 管理運用責任者及び運用従事者届出書
(11) その他市長が必要と認める書類

(6)の承諾書や許可証は、工事着工前に必ず受領してください。

【防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した地図】

団体名：▲▲校区第▲町内自治会



【防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した写真】

団体名：▲▲校区第▲町内自治会

1. 外見（設置の場所）



2. 撮影範囲（映り方）



土地等無償使用承諾書

次のとおり、設置者が防犯カメラを設置すること及び防犯カメラの使用の範囲内において、土地等を無償で使用することを承諾いたします。

- 1 土地等の住所 熊本市中央区手取本町1番1号
- 2 設置台数 ●●台
- 3 区分 土地・壁・屋根など
- 4 使用期間 防犯カメラの存する期間
- 5 使用料 無償

令和●●年 ●月 ●日

【土地所有者】

住所 熊本市●●区●●●●●●●●

氏名 ●● ●● 印

（法人の場合は、名称・代表者の氏名）

【設置者】

団体名 ▲▲校区第▲▲町内自治会

住所 熊本市●●区●●●●●●●●

代表者職氏名 会長 ●● ●● 印

電話番号 ●●●●-●●●●●●-●●●●●●

以上

防犯カメラ設置補助金収支 (予算書・決算書)

1 団体名

▲▲校区第▲▲町内自治会

2 収入の部

科目	金額 (円)
(1) 防犯カメラ設置等補助金	200,000
(2) 団体負担金	50,000
(3) その他 ()	0
収入合計一 (A)	250,000

3 支出の部

科目	金額 (円)
防犯カメラ設置に係る費用のうち	
(1) 市の補助金の補助対象となる費用	235,000
(2) 市の補助金の補助対象外となる費用	15,000
支出合計一 (B)	250,000

※収入合計 (A) と支出合計 (B) の額が一致するようにしてください。

4 支出の部の費用内訳

	種別	数量	単価 (円)	金額	摘要
補助対象経費	バレット型カメラ (機種●●・型番●●)	1	●●,●●●	●●,●●●	
	SDカード	1	●,●●●	●,●●●	
	鋼管ポール	1	●●,●●●	●●,●●●	
	設置工事費	1	●●,●●●	●●,●●●	
	表示板の作成費用	1	●●,●●●	●●,●●●	
	消費税 (10%)	1	●●,●●●	●●,●●●	
	●●申請手数料	1	●,●●●	●,●●●	
補助対象外経費	SDカード (予備)	1	●,●●●	●,●●●	
	消費税 (10%)	1	●●●	●●●	

(2)(1)に基づき、画像を他者に提供する場合には、管理運用責任者（又は設置者）の許可を得たうえで提供するものとし、提供日時、提供先、提供した画像の内容、提供の目的・理由等を書面に記録するものとする。

6 設置表示

防犯カメラが設置されていることについて、通行者の見やすい場所に、「防犯カメラ作動中」等その旨を表示することとする。

7 苦情等の対応

苦情や問合せには、管理運用責任者が適切かつ迅速に対応するものとする。

8 その他

この基準に定めるもののほか、防犯カメラの運用に関し、必要な事項は（【例】●●校区第●町内自治会総会において）定める。

作成例 (※様式は問いません)

管理運用責任者及び運用従事者届出書

年 月 日

熊本市長 宛

住 所 熊本市●●区●●●●●●

団 体 名 ▲▲校区第▲町内自治会

代表者職・^{ふりがな}氏名 会長 ●● ●● 印

※自署による記入の場合、押印は不要です。

電話番号 ●●●●-●●●●-●●●●●●

担 当 者：^{ふりがな}氏名 ■■ ■■

電話番号 ■■■■-■■■■■-■■■■■

管理運用責任者及び運用従事者を下記のとおり定めましたので届出いたします。

防犯カメラ等の管理運用については、熊本県が定める「防犯カメラに関する運用指針」及び「防犯カメラの管理運用基準」を遵守いたします。

記

管理運用責任者	住 所	熊本市●●区●●●●●●
	氏 名	●● ●● 印 ※自署による記入の場合、押印は不要です
	電話番号	●●●●-●●●●-●●●●●●
運用従事者	住 所	熊本市■■区■■■■■■■■
	氏 名	■■ ■■ 印 ※自署による記入の場合、押印は不要です
	電話番号	■■■■-■■■■■-■■■■■

2. 補助金交付の決定（通知）

交付申請書の内容を審査し、交付を認めるときは、市が申請者へ交付決定通知書にて通知します。

● 交付決定された内容に変更が生じた場合

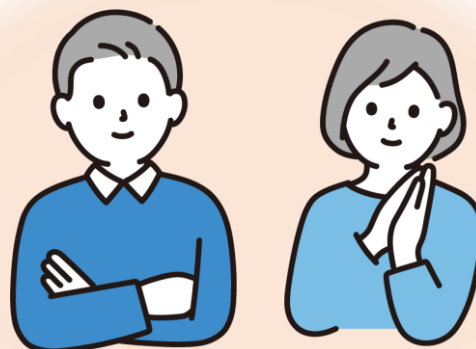
補助金交付決定後に、やむを得ず補助金交付申請額や設置予定場所の変更が発生した場合は、以下の書類を提出してください。

【提出書類】

(1) 補助事業変更申請書【様式第3号】《31頁》

(2) 添付書類

- 補助金交付決定通知書の写し
- 変更の内容が確認できる書類（例：変更後の見積書の写しなど）



様式第3号（第10条関係）

防犯カメラ設置等補助事業変更申請書

年 月 日

熊本市長 宛

【申請者】住所 熊本市●●区●●●●●●●●●●

団体名 ▲▲校区 地区第▲町内自治会

代表者職 会長

氏名 ^{ふりがな} ●● ●●

電話番号 ●●●●-●●●●-●●●●

担当者 ^{ふりがな} 氏名 ■■ ■■

電話番号 ■■■■-■■■■-■■■■

メールアドレス ■■■■■■@■■■■■■■■

令和●●●●年●●●●月●●●●日付け●●●●発第●●●●号で防犯カメラ設置等補助金交付決定通知のあった補助対象事業について、下記のとおり変更したいので、申請します。

記

1 変更の内容（※該当するものに○を付け、必要事項を記載ください）

(1) 補助金等交付申請額 : 金 円

(前回までの補助金交付決定額 : 金 円)

(2) 設置予定場所の変更

変更前 熊本市●●区●●●●●●●●

変更後 熊本市●●区▲▲▲▲▲▲▲▲

2 変更の理由

電柱の所有者より、防犯カメラ設置の許可が下りなかったため。

3 添付書類

- ・防犯カメラ設置等補助金交付決定通知書
- ・その他変更の内容が確認できる書類（例：変更後の見積書の写など）

4 その他

【場所を変更する場合の例】

- ・変更予定の防犯カメラ設置場所及び撮影範囲を示した地図
- ・変更予定の防犯カメラ設置場所及び撮影範囲を示した写真

● 抽選について

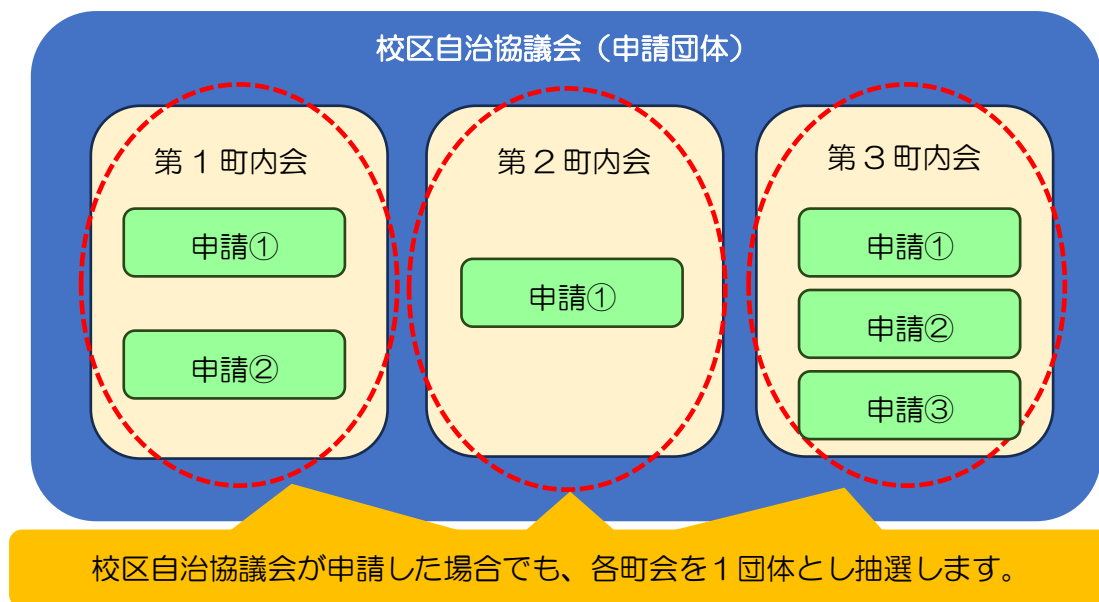
本申請の締め切り後（7月31日）、申請数が予算額を超えた場合は抽選を行います。

① 申請数が予算額を超えた場合（抽選会について）

- ・ 8月中旬に抽選会を行います。
- ・ 広く地域団体へ補助金を交付するため、申請数にかかわらず、町内自治会毎の抽選となります。
- ・ 予算の範囲内で、優先順位1位のものから抽選を行います。
- ・ 優先順位2位以下については、予算の範囲内で引き続き抽選を行います。
- ・ 町内自治会及び校区自治協議会等の申請が同一町内で重複した場合は、調整させていただきます。

○ 抽選における団体カウントの考え方（イメージ）

（町内自治会分を校区自治協議会が申請した場合）



② 申請数が予算額を超えない場合（再募集）

- ・ 7月末の申請期限までに申請いただいた地域団体は、申請内容を確認の上、交付決定とします。
- ・ また、改めて再募集を行い、予算額を超えるまで、先着順に申請を受付け、申請内容を確認の上、交付決定いたします。
- ・ なお、申請が予算額を超えた日に申請者が競合した場合は、受付日（窓口の場合：受付日、郵便の場合：消印）により抽選させていただきます。
（再募集の最終受付日は、10月31日（金）を予定しております。）

3. 設置工事

市が通知した交付決定書に基づき、防犯カメラの設置工事に着手してください。

4. 実績報告書・補助金交付請求書の提出

事業（防犯カメラ設置工事）が完了したときは、完了の日から30日以内、もしくは1月末のいずれか早い日までに、実績報告を行ってください。

※九州電力送配電の管理する電柱へ共架した場合は、九州電力送配電に『竣工通知書』の提出が必要です。

※NTT柱へ添架した場合は、NTTに『完了届』の提出が必要です。

● 精算払いの場合

【提出書類】

(1) 補助金実績報告書【様式第9号】《34頁》

(2) 添付書類

- ・請求委任及び口座振替依頼書【様式第10号】《35頁》
- ・通帳の写し
- ・工事の施工業者等からの請求書、請求内訳書及び領収書の写し
(申請手数料などの領収書も対象となります。)
- ・防犯カメラの設置場所の状況写真及び撮影範囲を示した写真【参考様式 ケ】《36頁》
- ・防犯カメラの設置補助事業の収支決算状況がわかる書類【参考様式 力】《26頁》
- ・(交付申請時に未提出の場合)
設置する場所の所有者等の権利者の承諾又は許可を証する書類【参考様式 工】《23頁》

● 概算払いの場合

【提出書類】

(1) 補助金概算交付申請書【様式第12号】《37頁》

(2) 添付書類

- ・請求委任及び口座振替依頼書【様式第10号】《35頁》
- ・通帳の写し
- ・補助金交付決定書の写し

【提出期限】 完了の日から30日以内、もしくは令和8年1月31日のいずれか早い日

【提出先】 熊本市 文化市民局 市民生活部 生活安全課 《45頁》

様式第9号（第13条関係）

防犯カメラ設置等補助金実績報告書

年 月 日

熊本市長 宛

【 補助事業団体 】

住 所 熊本市●●区●●●●●●●●●●

団 体 名 ▲▲校区・地区第▲町内自治会

代表者職 会 長

ふりがな
氏 名 ●● ●●

電話番号 ●●●●-●●●●-●●●●

令和●●年●●月●●日付け●●●●発第●●号により補助金の交付決定を受けた事業の実績について、下記のとおり報告します。

記

1 防犯カメラ設置場所 熊本市●●区●●●●●●●●

2 防犯カメラの設置完了年月日 令和●●年●●月●●日

3 収支計算

(1) 補助金交付金額 200,000円

(2) 精算金額(※) 200,000円

(1)-(2)戻入額 0円

※ 補助事業対象団体が消費税及び地方消費税の免税事業者でないときは、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを交付金額から減額して精算金額の報告をお願いします。

4 添付書類

- (1) 請求委任及び口座振替依頼書（様式第10号）
※ 概算交付を受けている場合は、提出不要です。
- (2) 工事の施工業者等からの請求書、請求内訳書及び領収書の写し
- (3) 防犯カメラの設置場所の状況写真及び撮影範囲を示した写真
- (4) 防犯カメラ設置補助事業の収支決算状況がわかる書類
- (5) 設置する場所の所有者等の権利者の承諾又は許可を証する書類
※ 交付申請時に提出されている場合は、提出不要です。
- (6) その他市長が必要と認める書類

必ず通帳の写しを添付してください。

様式第 10 号 (第 13 条関係)

請求委任及び口座振替依頼書

年 月 日

熊本市長 宛

住 所 熊本市●●区●●●●●●●●●●
 団 体 名 ▲▲校区、地区第▲町内自治会
 代表者職 会 長
 氏 名 氏 名 ●● ●●

電話番号 ●●●●-●●●●-●●●●
※昼間に連絡が取れる電話番号

熊本市防犯カメラ設置等補助金の請求に関する一切の権限を熊本市生活安全課長に委任します。
 また、当該補助金の支払いについては、下記の口座名義人の金融機関預金口座に振込にて行われますよう依頼します。

記

必ず通帳の写しを添付してください。

振込先口座

金融機関名	種別	口座番号							
熊本市 信用金庫 農協 労働金庫 その他 () フリガナ	中央 本店 支店 出張所 支所	普通 当座 貯蓄	1	2	3	4	5	6	7
口座名義 (※)	▲▲校区第▲町内自治会 会計		■	■	■	■	■	■	■

※ 振込口座確認のために、通帳の写しを添付ください。

※ 口座名義については、通帳に記載されているとおりにご記入ください。

※ 口座名義が、会長氏名・役職や略称等で申請者と異なる場合には、次の委任状をご記入ください。

委 任 状

委任者 (住 所) 熊本市●●区●●●●●●●●●●
 (団体名) ▲▲校区第▲町内自治会
 (氏 名) 会長 ●● ●● ●● ●●

口座名義人が申請者と異なる場合は、委任状を記載してください。

※押印が必要です。

上記補助金の受領に関する一切の件を下記の者に委任します。

受任者 (住 所) 熊本市●●区●●●●●●●●▲▲
 (氏 名) ▲▲校区第▲町内自治会 会計 ■■ ■■

自署の場合も押印が必要です。

【防犯カメラの設置場所の状況写真及び撮影範囲を示した写真】

団体名：▲▲校区第▲町内自治会

1. 外見（設置の状況）

設置前



設置後



「防犯カメラ」と「設置の表示」が映るように撮影してください。

2. 撮影範囲（映り方）

設置前



設置後



カメラのモニター画面等の写真を貼付してください。

様式第 12 号（第 15 条関係）

防犯カメラ設置等補助金概算交付申請書

年 月 日

熊本市長 宛

【 申請者 】

住 所 熊本市 ● 区●●●丁目●●番地

団 体 名 ▲▲ 校区・地区 第▲町内自治会

代表者職 会長

ふりがな
氏 名 ●● ●●

電話番号 ●●●-●●●●-●●●●

※昼間に連絡が取れる電話番号

令和●●年●●月●●日付け●●●●発第●●●●号で交付決定のあった防犯カメラ設置等補助金について、下記のとおり概算交付していただきますようお願いします。

記

1 補助金等概算交付申請額 200,000 円

2 補助金等の概算交付申請理由

当会の事業運営の遂行及び防犯カメラ設置等の事業の円滑な遂行を図るため、概算交付を申請するもの。

3 添付書類

- (1) 防犯カメラ設置等補助金交付決定通知書（写）
- (2) 請求委任及び口座振替依頼書（様式第 10 号）
- (3) 通帳の写し（振込口座確認のため）
- (4) その他

4 その他

5. 補助金額確定の通知

実績報告を受け、内容の審査等を行い、交付すべき補助金の額を確定した後、市が補助金確定通知書にて通知します。

実績報告において、精算を行い、補助金の交付額が精算額より多い場合は、戻入額を速やかに市へ返納してください。

6. 管理運用

防犯カメラ設置期間中は、当該防犯カメラを適切に維持管理し、運用していただく必要があります。(カメラ設置を示す看板等も同様です。)

特に、5年間は下記事項を遵守してください。設置して5年以内に廃止する場合は、交付した補助金の全部又は一部を返還していただく場合があります。

●関係書類の整備

設置完了後5年間は、防犯カメラ設置に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を備えてください。

●管理運用状況報告書

防犯カメラを設置した年度を含めて5か年度は、毎年度末に防犯カメラ管理運用状況報告書を提出してください。

【提出書類】

(1) 管理運用状況報告書【様式第6号】《39頁》

【提出先】 提出先については、改めてお知らせします。

※ 防犯カメラ設置後に、廃止する場合又は設置場所等を変更しようとする場合

以下の書類を提出し、承認を受けてください。

【提出書類】

(1) 設置場所変更承認申請書【様式第7号】《40頁》

【提出先】 熊本市 文化市民局 市民生活部 生活安全課 《45頁》

※ 道路等に設置している防犯カメラを廃止や移設する場合、道路占用許可等の変更等の手続きが必要となりますので、道路管理者等へお問合せください。

※ 九州電力送配電やNTTが管理する電柱に設置している防犯カメラを廃止・移設する場合、設備使用変更等の手続きが必要となりますので、各設備管理者へお問合せください。

様式第6号（第11条関係）

防犯カメラ管理運用状況報告書

年 月 日

熊本市長 宛

【申請者】

住所 熊本市●●区●●●●●●●●●●

団体名 ▲▲校区・地区第▲町内自治会

代表者職 会長

氏名 氏名 ●●●●●●

電話番号 ●●●●-●●●●-●●●●

令和●年度（令和●年4月～令和▲年3月）の防犯カメラ管理運用状況について、以下のとおり報告します。

設置場所等	設置年度 令和●年度	設置年度 年度
	市管理No. ●●-●●	市管理No. _____
所在地	熊本市●●区●●●●●● ●●●●●●番地	熊本市 区 _____
画像	閲覧回数 ●●回	閲覧回数 _____回
	提供回数 ●回	提供回数 _____回
機器の設置状況	機器の作動状況（故障等） 良好・故障	機器の作動状況（故障等） 良好・故障
	機器の設置状況（固定状況等） 目視等による確認： 良好・不良	機器の設置状況（固定状況等） 目視等による確認： 良好・不良
管理運用責任者	変更の有無：あり・なし 【変更日】 令和8年4月1日	変更の有無：あり・なし 【変更日】 年 月 日
	住所 熊本市●●区●●●●●● ●●●●●●	住所 _____
	氏名 ●●●●	氏名 _____
	電話番号 ●●●●-●●●●-●●●●	電話番号 _____
運用従事者	変更の有無：あり・なし 【変更日】 年 月 日	変更の有無：あり・なし 【変更日】 年 月 日
	住所 _____	住所 _____
	氏名 _____	氏名 _____
	電話番号 _____	電話番号 _____

Q1：個人宅用など、個人向け防犯カメラは補助対象とならないのか？

A：個人宅の防犯を目的とした防犯カメラは、補助対象外となります。今回の補助は、地域の防犯活動の支援及び地域の防犯力の強化のために、地域団体を対象としています。

Q2：補助の対象となる防犯カメラに指定はあるのか？

A：本市より指定はしないものの、補助の目的を踏まえ、一定の解像度や録画期間、夜間撮影が可能であるものなどを、推奨することとしています。

【推奨スペック】

- 有効画素数 : 200万画素数以上
- 録画メディア : 24H7日間以上
- 夜間撮影可能なもの
- 防塵・防水機能：IP66以上

Q3：防犯カメラ等は自分たちで設置してもよいのか？

A：防犯カメラ等の設置については、必要な資格を有する業者による設置をお願いします。

なお、設置する防犯カメラ等は、地域で設置後5年間の管理運用が必要であり、設置の安全性の確保や故障時の対応（アフターメンテナンス）も必要となることから、お近くの電気工事店や電気店で購入されることをお勧めします。

Q4：既に設置されている防犯カメラの付け替えは補助対象となるのか？

A：既に設置され、稼働している防犯カメラの付け替えは補助の対象外です。

ただし、故障により防犯カメラとして機能していない場合は、対象となります。

※ 故障したカメラの撤去・修理費用等は、補助対象外となりますのでご注意ください。

Q5：防犯灯の設置は補助対象とならないのか？

A：今回はあくまで防犯カメラの設置を推進していることから、防犯灯単体の設置は補助対象外としています。ただし、防犯カメラ内蔵型の防犯灯や、防犯カメラを設置し、同時に防犯力強化のために同じ場所に防犯灯を設置する場合は補助の対象としています。

なお、防犯灯単体での設置については、各管轄の警察署内にある、各地区防犯協会が行っている防犯灯設置補助制度をご活用ください。《46頁》

Q6：設置後の電気料など、維持管理費は補助対象とならないのか？

A：今回の補助制度では、防犯カメラ設置にかかる、初期費用を対象としています。電気料金やメンテナンス費用、電柱への共架使用料などの維持管理費は、町内自治会等の設置団体が負担していく必要があります。

また、設置後に設置場所の変更等が生じた場合の、撤去・移設に係る費用についても補助対象外ですので、ご注意ください。

◆参考（電気料金・月額）

- ・カメラ付き防犯灯：約458円
- ・カメラ＋防犯灯：約307円
- ・カメラ（HD型）：約1,200円

Q7：1か所に2台の防犯カメラを設置する場合の補助金額は？

A：一つの工作物につき20万円となります。

例）1本の支柱（ポール）に2台の防犯カメラを設置した場合
⇒ 上限20万円

Q8 補助対象経費は、消費税も対象となるのか？

A：補助申請の際に、免税事業者（団体）の場合は、消費税及び地方消費税も補助対象となります。ただし、申請団体が課税事業者となった場合は、補助対象外となる場合もあります。

Q9：防犯カメラはどのようなところに設置するとよいのか？

A：防犯カメラの設置により、犯罪の抑止や事件・事故の早期解決などの効果が期待できます。そのため、通学路や町内への出入り口となる場所、過去に事件が起きた場所など、より効果的な設置場所を地域で検討してください。

なお、公有地への設置又は民間企業の工作物を使用する場合は、申請書類の提出や設置許可に時間を要することがあるため、地域の負担軽減の観点から、まずは私有地への設置検討をお勧めします。

Q10：公園内やゴミステーションの監視は、対象となるか？

A：施設管理などを目的とした設置は対象外です。このほか、公民館駐車場への無断駐車や、敷地内を抜け道として使われないように監視するといったものも施設管理目的であるため、補助対象外になります。

Q11：防犯カメラを設置するにあたり、どこかに相談できないか？

A：機器については、熊本県警が委嘱する防犯設備アドバイザーをご紹介することができます。一般社団法人 熊本県防犯設備協会（096-234-7531）へお尋ねください。そのほか、各地域にある電気工事店や電気店などにもご相談されることをお勧めします。なお、地域の電気工事店等が無いなど、その他ご不明な点があれば、市役所生活安全課（328-2397）までご連絡ください。また、設置場所については、各警察署（生活安全課）にご相談いただけます。

Q12：防犯カメラの設置の表示とはどのようなものなのか？

A：カメラが設置されていることを周知するとともに、犯罪の抑止効果を高めることを目的に、防犯カメラと併せて設置するものです。《16頁》

Q13：防犯カメラを設置するにあたり、地域の承認は必要なのか？

A：防犯カメラは犯罪の抑止効果や、警察の捜査に役立つ反面、地域住民の方への配慮や個人情報等のプライバシーに特別な配慮が必要です。

そのため、防犯カメラ設置にあたっては、町内自治会の総会等で承認を得ていただく必要があります。また、熊本県の定める「防犯カメラに関する運用指針」に基づき、地域団体において防犯カメラの管理運用基準及び管理運用責任者等を定め、適切な管理運用を行ってください。

【提出書類】参考様式 才（地域同意確認書）《24頁》、参考様式 キ（管理運用基準）《27頁》、参考様式 ク（管理運用責任者及び運用従事者届出書）《29頁》

Q14：防犯カメラに映る場所の住民からの同意も必要なのか？

A：防犯カメラの設置場所と同様、撮影範囲内にお住まいの方等に対しても、プライバシーの配慮が重要です。

防犯カメラが設置され、一方的に撮影されていることに不安を感じる方もいます。防犯カメラ設置の目的や必要性、適切な管理運用を行う旨の説明を行い、同意いただいた場合は、書面にて防犯カメラ設置の同意書に署名をもらうなど、地域の実情に応じた方法で確認をとることが望ましいです。

Q15：撮影する範囲などに決まりはあるか？

A：撮影対象は道路等の公共空間としてください。

また、防犯カメラの設置にあたっては、住宅など私的な空間や不必要な個人の画像が撮影されないよう、撮影範囲を必要最小限にする必要があります。カメラの角度調節や撮影範囲を部分的に隠すなど行い、住宅など私的な空間や不必要な個人の画像ができるだけ撮影されないようにしてください。

Q16：防犯カメラが落下するなど、事故が発生した場合どうなるのか？

A：管理者（設置団体）の責任で適切にご対応ください。事故・損害に備え、施設賠償責任保険に加入することをお勧めします。

※ 賠償責任保険料などは補助対象外です。



VI 問い合わせ先一覧

1 補助金申請書類提出先、補助金制度に関する問い合わせ

担当課	文化市民局 市民生活部 生活安全課
住 所	〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号
電 話	096-328-2397
F A X	096-353-2501
Eメール	shiminseikatsuanzen@city.kumamoto.lg.jp

※ 申請書類は、各まちづくりセンターや各区総務企画課を通じての提出も可能です。

2 公園占用許可に関する問い合わせ

担当課	電話番号（河川公園班直通）
中央区土木センター維持課	096-355-2940
東区土木センター維持課	096-367-5509
西区土木センター維持課	096-355-4578
南区土木センター維持課	096-357-4878
北区土木センター維持課	096-245-5054

3 道路占用許可に関する問い合わせ

担当課	電話番号
中央区土木センター総務課	096-355-4577
東区土木センター総務課	096-367-8548
西区土木センター総務課	096-355-2939
南区土木センター総務課	096-357-4801
北区土木センター総務課	096-245-5053

4 道路使用許可に関する問い合わせ（道路使用を行う場所を管轄する警察署） 設置場所に関する相談

警察署名	電話番号（代表）
熊本中央警察署	096-323-0110
熊本南警察署	096-326-0110
熊本東警察署	096-368-0110
熊本北合志警察署	096-341-0110

5 防犯設備に関する相談

相談先	電話番号
一般社団法人 熊本県防犯設備協会	096-234-7531

6 九州電力送配電の申請窓口（九州電力送配電の管理する電柱に共架） 九州電力送配電（株）コールセンター

事務所名	電話番号	住 所
熊本東サービスセンター	0800-777-9435	熊本市中央区上水前寺1 丁目6番36号

7 NTTの申請窓口（NTT柱に添架）

事務所名	電話番号	住 所
NTTフィールドテクノ 設備管理担当	092-555-2648	福岡県福岡市南区向野 1-17-25 NTT 筑紫ヶ丘ビル3F

8 各地区防犯協会（各警察署内）

地 区	電話番号（代表）	住 所
熊本中央地区防犯協会	096-323-0110	熊本市中央区草葉町 5番13号
熊本南地区防犯協会	096-326-0110	熊本市南区十禅寺3丁目 3番28号
熊本東地区防犯協会	096-368-0110	熊本市東区東町3丁目 10番1号
熊本北合志地区防犯協会 連合会	096-341-0110	熊本市北区飛田4丁目 10番19号



熊本市 文化市民局 市民生活部 生活安全課
TEL:096-328-2397 FAX:096-353-2501
E-mail:shiminseikatsuanzen@city.kumamoto.lg.jp